

浜田市温泉審議会について

1 担任事項

市長の諮問に応じ、温泉事業に関する重要な事項を調査審議する

2 委員の定数

- (1) 識見者（5 人以内）
- (2) 受益者代表（5 人以内）
- (3) 公共的団体代表（5 人以内）

3 任期 2 年

4 会長及び副会長

審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により、これを定める。

- (1) 会長 会務を総理し、審議会を代表する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 関係者の出席等

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

【根拠例規】

- ・ 浜田市附属機関設置条例
- ・ 浜田市温泉審議会規則